

## 令和 8 年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：吉野ヶ里町長、吉野ヶ里町議会議長、吉野ヶ里町教育委員会

令和 8 年 7 月公表

### I 職員の男女の給与の額の差異

#### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 89.9%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 115.6%                          |
| 全職員               | 73.6%                           |

#### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- \* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

##### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —%                              |
| 本庁課長相当職     | 99.1%                           |
| 本庁課長補佐相当職   | 96.3%                           |
| 本庁係長相当職     | 102.3%                          |

##### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 116.2%                          |
| 31～35年 | 93.8%                           |
| 26～30年 | 100.9%                          |
| 21～25年 | 100.1%                          |
| 16～20年 | 100.0%                          |
| 11～15年 | 96.0%                           |
| 6～10年  | 87.9%                           |
| 1～5年   | 89.5%                           |

#### 【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員においては、女性に比べ男性の扶養手当や住居手当の受給者の割合が多く、扶養手当の受給者に占める男性割合は 82.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 76.7%であり、これらの手当の受給の有無が影響し差異が大きくなっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員においては、1 か月あたりの勤務時間が少ない男性が多いことから女性の給与の割合が高くなっている。
- ・全ての職員においては、男性の 84.1%を任期の定めのない常勤職員が占めていることに対し、女性の 52.0%が任期の定めのない常勤職員以外となっていることから、全職員で比較すると男女の差異が大きくなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

| 区分         | 令和 8 年度 |
|------------|---------|
| 管理的地位にある職員 | 22.2 %  |

【説明欄】

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は 22.2%であり、前年度(29.4%)と比較すると 7.2%低下している。参事職の増員による管理職総数の増加、女性管理職の退職があったことにより、管理職に占める女性職員の割合が低下したことが要因と考えられる。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

| 区分          | 令和 8 年度 |
|-------------|---------|
| 本庁部局長・次長相当職 | — %     |
| 本庁課長相当職     | 22.2 %  |
| 本庁課長補佐相当職   | 37.5 %  |
| 本庁係長相当職     | 39.1 %  |

【説明欄】

各役職段階において女性職員の登用は進んでいるものの、職員構成は依然として男性職員の割合が高い状況にある。その背景として、役職段階に昇任する年齢層における男性職員の割合が高いことが考えられる。

#### Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

##### 1. 男女別の育児休業取得率

###### (1) 常勤職員

| 区分 | 令和7年度  |
|----|--------|
| 男性 | 33.3%  |
| 女性 | 100.0% |

###### (2) 会計年度任用職員

| 区分 | 令和7年度  |
|----|--------|
| 男性 | —%     |
| 女性 | 100.0% |

##### 2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

| 区分         | 常勤職員   |       | 会計年度任用職員 |        |
|------------|--------|-------|----------|--------|
|            | 男性     | 女性    | 男性       | 女性     |
| 1週間未満      | %      | %     | %        | %      |
| 1週間以上2週間未満 | %      | %     | %        | %      |
| 2週間以上1月以下  | %      | %     | %        | %      |
| 1月超3月以下    | 100.0% | %     | %        | %      |
| 3月超6月以下    | %      | %     | %        | 100.0% |
| 6月超9月以下    | %      | 25.0% | %        | %      |
| 9月超12月以下   | %      | %     | %        | %      |
| 12月超24月以下  | %      | 75.0% | %        | %      |
| 24月超       | %      | %     | —        | —      |

##### 【説明欄】

- ・男性の育児休業の取得については、必ずしも育児休業としての取得には至っておらず、常勤職員における育児休業取得率は男性 33.3%、女性 100.0%と男女間で差が生じている。
- ・取得期間については、男性は短期間の取得にとどまっているのに対し、女性は長期の取得が見られる。男性の育児休業は取得率および取得期間の双方において限定的であり、男女で取得状況に差がある。

## V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を  
超えて命じられて勤務した時間

| 区分      | 令和7年度    |
|---------|----------|
| 内部部局等   | 7.3 時間／月 |
| 内部部局等以外 | － 時間／月   |

### 【説明欄】

令和7年度における内部部局等の職員一人当たりの超過勤務時間は、月平均 7.3 時間であった。選挙事務等の超過勤務を要する業務への対応により超過勤務が発生したほか、通常業務の繁忙により、月によっては超過勤務時間が増加する状況が見られた。